

○「資格重複状況結果一覧」を活用した国民健康保険の被保険者資格の喪失確認処理に係る取扱いについて（令和4年11月29日保国発第1号厚生省保険局国民健康保険課長通知）

新 旧 対 照 表

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>第1 資格喪失処理の流れ</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 資格喪失対象者への勧奨文書の送付</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 勧奨文書には以下の内容を明記すること。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 発送日より <u>14日</u> 以上後の指定日までに資格喪失届の提出がない場合には、市町村において資格の職権喪失を行う旨</p> <p>3. (略)</p> <p>第2 (略)</p>	<p>第1 資格喪失処理の流れ</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 資格喪失対象者への勧奨文書の送付</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 勧奨文書には以下の内容を明記すること。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 発送日より <u>1か月</u> 以上後の指定日までに資格喪失届の提出がない場合には、市町村において資格の職権喪失を行う旨</p> <p>3. (略)</p> <p>第2 (略)</p>